

9511

第三號

行政

(裁決)行決 覽回後	連 長(部)局	航空 軍務 兵器	大 臣	決 裁 指 定	決 裁 指 定	保 存 期 限	受 領 番 號	件 名	輕金屬製造事業法制定之件(閣議案諸案)
長(部)局	長(部)局	航空 軍務 兵器	大 臣	決 裁 指 定	決 裁 指 定	保 存 期 限	受 領 番 號	件 名	輕金屬製造事業法制定之件(閣議案諸案)
長 課	長 課	工政 銃砲 軍務 警備	長局務主	官副級高	官與參				
		工政 銃砲 軍務 警備	長課務主	副 官	主 務	書記官			
		資源 機械	員課務主						

官房扣
政務官 回付(決行前)
軍需工業 (決行後)

輕金屬製造事業法制定之件(閣議案諸案)

受領番號 五二五

起元廳(航空部)
航空部
14.2.21
奉付

昭和十四年貳月拾日
陸軍
14.2
第1
銃

1157

中件は高工有起案ノモノニテ
享治案ニ同有ニ作製セタリ

8511

昭和 年 第 號

起案	昭和	昭和	接受
	年	年	
昭和	年	月	日
	日	日	日
ノ日數	起案マデ	接受ヨリ	
			日
施行	月	日	決判
月	日	日	日
工務局長 (印)			
飯山局長 (印)			
臨時勘定調査局長 (印)			
會計課長 (印)			
文書課長 (印)			
法令審査委員 (印)			
秘書課長 (印)			
大臣 (印)			
政務次官 (印)			
参事官 (印)			

臨時勘定調査局長

洋紙回議用紙

日本標準規格 B5 (182×257mm)

諸君の御注意を仰ぐに、

本館の御注意を仰ぐに、

ノ要有之左様ノ一ノ様々御注意を仰ぐに、

諸君の御注意を仰ぐに、

諸君の御注意を仰ぐに、

諸君の御注意を仰ぐに、

洋
紙

日本標準規格 B5 (182×257mm) (小張納)

1160

洋 紙	美 ノ 一	附 録 末	國 術 ノ 進 歩 及 文 明 ノ 發 達 ヲ 題 ト シ テ 海 外 金 屬 學 堂 存 書 發 行 所 刊 行 ス	佐 々 木 實 業 學 校 附 屬 講 義 ノ 稿 ヲ	昭 和 十 四 年 角 冊	商 工 大 阪	内 務 大 阪	大 阪 大 阪
--------	-------------	-------------	--	--	---------------------------------	------------------	------------------	------------------

日本標準規格 B5 (182×257mm) (小張納)

陸軍大臣	海軍大臣	新設大臣	内務大臣	文部大臣	逓信大臣	農商務大臣	司法大臣	陸軍大臣	海軍大臣	新設大臣	内務大臣	文部大臣	逓信大臣	農商務大臣	司法大臣	陸軍大臣
------	------	------	------	------	------	-------	------	------	------	------	------	------	------	-------	------	------

洋
罫
紙

第 二

附 録

本書の出版に際して、関係各機関に御礼申し上げます。

本書の出版に際して、関係各機関に御礼申し上げます。

関係各機関に御礼申し上げます。

昭和十一年 月 日

大 塚 隆 夫

1163

附
録
名

内閣書庫

大蔵省

陸軍省

海軍省

内閣書庫

内閣書庫

極秘

昭和十四年二月

輕金屬製造專業法案要綱

商工省工務局

1164

輕金屬製造事業法案要綱

(一) 目的

國防ノ整備及産業ノ發達ヲ期スル爲本邦ニ於ケル輕金屬製造事業ノ確立ヲ圖ルコト

(二) 適用範圍

本法ハアルミニウム、アルミニウム又ハマグネシウムノ製造事業ニ適用スルコト

(三) 事業經營及設備ノ増設、變更ニ對スル統制

イ、一定規模以上ノ輕金屬製造事業ヲ營マンドスル者ハ政府ノ許可ヲ受クルヲ要スルモノトスルコト

ロ、イ、ノ許可ヲ受ケタル輕金屬製造會社ハ政府ノ指定スル期間内ニ事業ヲ開始スルヲ要スルモノトスルコト

ハ、輕金屬製造會社ハ設備ノ増設、變更ニ關シ政府ノ許可ヲ受クル

ヲ要スルモノトスルコト

三、イ、ノ許可ヲ受クルコトヲ得ルモノハ株式ノ過半数ガ帝國臣民
又ハ帝國法人ニ屬スル帝國法令ニ依ル株式會社タルヲ要スルモノ
トスルコト

(四) 輕金屬製造會社ニ對スル特典

イ、免 稅

1、輕金屬製造會社政府ノ認可ヲ受ケ本法施行後五年間ニ於テ政
府ノ指定スル期間内ニ一定規模以上ノ設備ヲ新設又ハ増設シ
タルトキハ設備完成ノ年度及具ノ翌年ヨリ五年間其ノ新設又
ハ増設シタル設備ヲ以テ營ム輕金屬製造事業ニ付所得稅、營
業收益稅及地方稅ヲ免除スルコト

2、輕金屬製造會社其ノ事業ノ爲必要ナル器具又ハ機械ヲ政府ノ
認可ヲ受ケ輸入スルトキハ本法施行後五年間輸入稅ヲ免除ス
ルコト

四、土地收用法ノ適用

輕金屬製造會社ノ營ム輕金屬製造事業ハ土地收用法第二條ノ土地ヲ收用シ又ハ使用シ得ル事業トシテ同法ヲ適用スルコト

ハ、資金調達ニ關スル特典

1、輕金屬製造會社ハ其ノ事業設備擴張費用ニ充ツル爲株金金額拂込前ト雖モ政府ノ認可ヲ受ケ増資ヲ行ヒ得ルモノトスルコト

2、輕金屬製造會社ハ政府ノ認可ヲ受ケ具ノ事業設備擴張費用ニ充ツル爲商法ノ規定ノ制限ヲ超エテ社債ヲ募集スルヲ得ルモノトスルコト

伍、輕金屬製造會社ニ對スル監督

イ、輕金屬製造會社ノ事業ノ讓渡、廢止又ハ休止ハ政府ノ許可ヲ要スルモノトスルコト

ロ、輕金屬製造會社ノ合併、解散ノ決議ハ政府ノ認可ヲ受クルニ非

ハ、ザレバ效力ヲ生ゼザルモノトスルコト

ハ、輕金屬製造會社ハ毎營業年度豫メ事業計畫ヲ政府ニ届出ズルヲ要スルモノトスルコト

併シテ政府必要アリト認ムルトキハ其ノ變更ヲ命ズルヲ得ルモノトスルコト

ニ、政府ハ輕金屬製造會社ヲシテ業務及財産ノ狀況ニ關シテ報告ヲ爲サシメ、輕金屬製造會社ニ對シテ監督上必要ナル命令ヲ發シ處分ヲ爲シ、輕金屬製造會社ノ事務所、工場、倉庫等ニ點檢スルヲ得ルモノトスルコト

(六) 輕金屬製造會社ニ對スル公益命令

イ、政府ハ公益上必要アリト認ムルトキハ輕金屬製造會社ニ對シテ
 其ノ品目、アルミナ又ハマグネシウムノ製造若ハ販賣ニ關シ
 アルミニウム、アルミナ又ハマグネシウムノ需給ノ圓滑又ハ價
 格ノ公正ヲ圖ル爲必要ナル命令ヲ發スルヲ得ルモノトスルコト

四、政府ハ公益上必要アリト認ムルトキハ輕金屬製造會社ニ對シ其ノ設備ノ擴張若ハ改良又ハ製造方法ノ變更ヲ命ズルヲ得ルモノトスルコト

ハ、政府ハ軍事上必要アリト認ムルトキハ輕金屬製造會社ニ對シアルミニウム、アルミナ又ハマダネシウムノ原料又ハ材料ノ貯藏又ハアルミニウム、アルミナ又ハマダネシウムノ製造ニ關スル特殊事項ノ研究ヲ命ズルヲ得ルモノトスルコト

ニ、四、ハ、ノ命令ニ因リ損失ヲ生ジタルトキハ政府之ヲ補償スルコト

(七) 輕金屬製造ニ對スル助成及保護

政府ハ政府ノ指定スル原料又ハ製造方法ニ依ルアルミニウム、アルミナ又ハマダネシウムノ製造ニ關スル研究又ハ試験ヲ爲ス者ニ對シ豫算ノ範圍内ニ於テ奨勵金ヲ交付スルコトヲ得ルモノトスルコト

(八) アルミニウム又ハマグネシウムノ共同販賣ニ關スル特殊會社

イ、政府ノ事業命令

政府アルミニウム、アルミナ又ハマグネシウムノ需給ノ圓滑及價格ノ公正ヲ圖ル爲必要アリト認ムルトキハ政府ノ適當ト

認ムル者ニ對シ左ノ事業ノ全部又ハ一部ヲ行フベキコトヲ命ズルヲ得ルモノトスルコト

一アルミニウム又ハマグネシウムノ買入、販賣、輸出、輸入、移出及移入

ニアルミニウム、アルミナ又ハマグネシウムノ原料及材料ノ買入、販賣、輸出、輸入、移出及移入

三其ノ他アルミニウム、アルミナ又ハマグネシウムノ需給ノ圓滑及價格ノ公正ヲ圖ル爲必要ナル事業

右ノ事業命令ヲ受ケタル會社（受命會社）命ゼラレタル以外ノ事業ヲ營マントスルトキハ政府ノ許可ヲ受クルヲ要スルモノト

スルコト

四、受命會社ノ組織

受命會社ハ帝國法人タル株式會社ニシテ其ノ株式ヲ記名式トシ、政府、公共團體、帝國臣民及帝國法人ノミガ之ヲ所有スルモノタルヲ要スルモノトスルコト

ハ、受命會社ニ對スル特典

1、受命會社ハ株金全額拂込前ト雖モ其ノ資本ヲ増加スルヲ得ルモノトスルコト

2、政府必要アリト認ムルトキハ輕金屬製造會社又ハアルミニウム、マグネシウムノ輸入業者等ニ對シ其ノ製造又ハ輸入ニ係ルアルミニウム又ハマグネシウムノ受命會社ニ對シ賣渡スベキコトヲ命ズルヲ得ルモノトスルコト

ニ、受命會社ノ監督

1、受命會社ハ政府ノ認可ヲ受ケタル價格ニ依ルニ非ザレバアル

- ミニウム又ハマダネシウムノ買入、販賣、輸出、輸入、移出
又ハ移入ヲ行フヲ得ザルモノトスルコト
- 2、受命會社ハ其ノ受命事業ニ付業務規程ヲ定メ政府ノ認可ヲ受
クルヲ要スルモノトスルコト
併シテ政府必要アリト認ムルトキハ其ノ變更ヲ命ズルヲ得ル
モノトスルコト
- 3、受命會社ハ毎營業年度其ノ受命事業ニ付事業計畫ヲ定メ政府
ノ認可ヲ受クルヲ要スルモノトスルコト
併シテ政府必要アリト認ムルトキハ其ノ變更ヲ命ズルヲ得ル
モノトスルコト
- 4、受命會社ノ取締役及監査役ノ選任及解任、定款ノ變更、利益
金ノ處分、社債ノ募集、合併並ニ解散ノ決議ハ政府ノ認可ヲ
受クルニ非ザレバ其ノ效力ヲ生ゼザルモノトスルコト
- 5、受命會社借入金ヲ爲サントスルトキハ政府ノ許可ヲ受クルヲ

要スルモノトスルコト

6、政府ハ受命會社ヲシテ業務及財産ノ狀況ニ關シテ報告ヲ爲サシメ、受命會社ニ對シテ監督上必要ナル命令ヲ發シ處分ヲ爲シ、受命會社ノ事務所、營業所等ニ臨檢スルヲ得ルモノトスルコト

亦、受命會社ニ對スル公益命令

政府軍事上其ノ他公益上必要アリト認ムルトキハ受命會社ニ對シ販賣先及販賣數量ノ指定其ノ他受命事業ノ業務ニ關シ必要ナル事項ヲ命ズルヲ得ルモノトスルコト

(九) 輕金屬製造事業委員會

本法ノ運用上重要ナル事項ニ付テハ貴、衆兩院議員、關係官廳高等官及輕金屬ニ關シ學識經驗アル者ヨリ成ル輕金屬製造事業委員會ノ議ヲ經ルヲ要スルモノトスルコト

1174

極秘

昭和十四年二月

輕金屬製造事業法案

商工省工務局

輕金屬製造事業法案

第一條 本法ハ國防ノ整備及産業ノ發達ヲ期スル爲本邦ニ於ケル輕金屬製造事業ノ確立ヲ圖ルコトヲ目的トス

第二條 本法ニ於テ輕金屬製造事業ト稱スルハアルミニウム、アルミニウム又ハマグネシウムノ製造ヲ爲ス事業ヲ謂フ

第三條 輕金屬製造事業ヲ營マントスル者ハ政府ノ許可ヲ受クベシ但シ命令ヲ以テ定ムル輕金屬製造事業ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ
本法ニ定ムルモノノ外前項ノ許可ニ關シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第四條 前條ノ許可ヲ受クルコトヲ待ベキ者ハ帝國法令ニ依リ設立シタル株式會社ニシテ其ノ株主ノ半數以上、取締役ノ半數以上、資本ノ半額以上及議決權ノ過半數ガ帝國臣民又ハ帝國法令ニ依リ設立シタル法人ニ屬スルモノニ限ル

前項ノ法人ハ其ノ社員、株主若ハ業務ヲ執行スル役員ノ半數以上又

ハ資本ノ半額以上若ハ議決權ノ過半數ガ外國人又ハ外國法人ニ屬セザルモノナルコトヲ要ス

前條ノ許可ヲ受ケタル者前二項ノ規定ニ該當セザルニ至リタルトキハ許可ハ其ノ效力ヲ失フ

第五條 第三條ノ許可ヲ受ケタル會社（輕金屬製造會社）ハ政府ノ指定スル期間内ニ其ノ事業ヲ開始スベシ

政府ハ正當ノ事由アリト認ムル場合ニ限り前項ノ期間ノ延長ヲ許可スルコトヲ得

輕金屬製造會社前二項ノ期間内ニ其ノ事業ヲ開始セザルトキハ第三條ノ許可ハ其ノ效力ヲ失フ

第六條 輕金屬製造會社其ノ設備ヲ増設シ又ハ變更セントスルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ政府ノ許可ヲ受クベシ

第七條 輕金屬製造會社政府ノ認可ヲ受ケ本法施行後五年以内ニ於テ政府ノ指定スル期間内ニ命令ノ定ムル規模以上ノ設備ヲ新設シ又ハ

増設シタルトキハ設備完成ノ年及其ノ翌年ヨリ五年間其ノ新設シ又ハ増設シタル設備ヲ以テ營ム輕金屬製造事業ニ付所得税及營業收益稅ヲ免除ス

前項ノ輕金屬製造會社其ノ設備完成前其ノ一部ヲ以テ輕金屬製造事業ヲ營ム場合ニ於テモ其ノ事業ニ付所得税及營業收益稅ヲ免除ス但シ前項ノ規定ニ依ル期間内ニ設備ヲ完成セザルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第八條 北海道、府縣及市町村其ノ他之ニ準ズベキモノハ前條ノ規定ニ依リ所得税及營業收益稅ヲ免除セラレタル輕金屬製造會社ニハ其ノ免除セラレタル事業ニ對シ課稅スルコトヲ得ズ但シ特別ノ事情ニ基キ政府ノ認可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラス

第九條 第七條ノ規定ニ依リ所得税及營業收益稅ノ免除ヲ受クベキ事業ヲ繼續スル者又ハ其ノ事業ヲ繼續スルモノト認ムベキ事實アル者ハ前事業者が第七條ノ規定ニ依ル所得税及營業收益稅免除期間内ニ

在ルトキハ其ノ期間ヲ承継ス

第十條 輕金屬製造會社其ノ事業ノ爲必要ナル器具又ハ機械ヲ政府ノ認可ヲ受ケ輸入スルトキハ本法施行ノ日ヨリ五年間命令ノ定ムル所ニ依リ輸入税ヲ免除ス

第十一條 輕金屬製造會社ノ營ム輕金屬製造事業ハ土地收用法第二條ノ土地ヲ收用又ハ使用スルコトヲ待ル事業トシ同法ヲ適用ス

第十二條 輕金屬製造會社ハ事業擴張ノ場合ニ於テ政府ノ認可ヲ受ケ其ノ事業ニ屬スル設備ノ費用ニ充ツル爲株金全額拂込前ト雖モ其ノ資本ヲ増加スルコトヲ得

第十三條 輕金屬製造會社ハ政府ノ認可ヲ受ケ其ノ事業ニ屬スル設備ノ費用ニ充ツル爲商法ニ規定スル制限ヲ超エテ社債ヲ募集スルコトヲ得但シ社債ノ總額ハ拂込ミタル株金額ノ二倍ヲ超ユルコトヲ得ズ
最終ノ貸借對照表ニ依リ會社ニ現存スル財産ガ拂込ミタル株金額ニ
滿タザルトキハ前項ノ規定ヲ適用セズ

第一項ノ規定ニ依リ募集スル社債ニ付テハ工場抵當法ニ依リ會社ノ事業ニ屬スルモノヲ抵當ト爲スコトヲ要ス但シ特別ノ事情アル場合ニ於テ政府其ノ必要ナシト認メタルトキハ此ノ限ニ在ラス

第十四條 輕金屬製造會社其ノ事業ノ全部又ハ一部ヲ讓渡シ、廢止シ又ハ休止セントスルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ政府ノ許可ヲ受クベシ

輕金屬製造會社ノ合併又ハ解散ノ決議ハ命令ノ定ムル所ニ依リ政府ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ其ノ效力ヲ生セズ

第十五條 輕金屬製造會社ハ命令ノ定ムル所ニ依リ事業計畫ヲ定メ政府ニ之ヲ届出ヅベシ之ヲ變更セントスルトキ亦同ジ

政府必要アリト認ムルトキハ事業計畫ノ變更ヲ命ズルコトヲ得

第十六條 政府ハ輕金屬製造會社ニ對シ業務及財産ノ狀況ニ關シ報告ヲ爲サシムルコトヲ得

政府ハ輕金屬製造會社ニ對シ業務又ハ利益金ノ處分、償却其ノ他會

計ニ臨シ監督上必キナル命令ヲ發シ又ハ處分ヲ爲スコトヲ得

政府監督上必要アリト認ムルトキハ當該官吏ヲシテ輕金屬製造會社ノ事務所、營業所、工場、倉庫其ノ他ノ場所ニ臨檢シ業務若ハ財産ノ狀況又ハ帳簿書類其ノ他ノ物件ヲ検査セシムルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ其ノ身分ヲ示ス證據ヲ携帯セシムベシ

第十七條 政府公益上必要アリト認ムルトキハ輕金屬製造會社ニ對シアルミニウム、アルミナ又ハマダホシウムノ製造又ハ販賣ニ關シアルミニウム、アルミナ又ハマダホシウムノ供給ノ圓滑又ハ價格ノ公正ヲ圖ル爲必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

政府公益上必要アリト認ムルトキハ輕金屬製造會社ニ對シ其ノ設備ノ擴張若ハ改良又ハ製造方法ノ變更ヲ命ズルコトヲ得

第十八條 政府軍事上必要アリト認ムルトキハ輕金屬製造會社ニ對シ命令ヲ以テ定ムルアルミニウム、アルミナ若ハマダホシウムノ原料若ハ其ノ製造ニ必要ナル材料ノ貯藏又ハアルミニウム、アルミナ若

ハマダネシウムノ製造ニ關スル特殊事項ノ研究ヲ命ズルコトヲ得

第十九條 第十七條第二項又ハ前條ノ規定ニ依リ爲シタル命令ニ因リ生ジタル損失ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ政府之ヲ補償ス
前項ノ補償ヲ伴フベキ命令ハ之ニ因リ要スベキ補償金ノ總額ガ帝國議會ノ協贊ヲ經タル金額ヲ超エサル範圍内ニ於テ之ヲ爲スコトヲ要ス

第二十條 政府ハ命令ノ定ムル所ニ依リ政府ノ指定スル原料又ハ製造方法ニ依ルアルミニウム、アルミニナ又ハマダネシウムノ製造ニ關スル研究又ハ試験ヲ爲ス者ニ對シ豫算ノ範圍内ニ於テ獎勵金ヲ交付スルコトヲ得

第二十一條 政府アルミニウム、アルミニナ又ハマダネシウムノ供給ノ圓滑及價格ノ公正ヲ圖ル爲必要アリト認ムルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ政府ノ適當ト認ムル者ニ對シ左ノ各號ニ掲グル事業ノ全部又ハ一部ヲ行フベキコトヲ命ズルコトヲ得

一 アルミニウム又ハマグネシウムノ買入、販賣、輸出、輸入、移出及移入

二 アルミニウム、アルミナ又ハマグネシウムノ原料及其ノ製造ニ必要ナル材料ノ買入、販賣、輸出、輸入、移出及移入

三 其ノ他アルミニウム、アルミナ又ハマグネシウムノ需給ノ圓滑及價格ノ公正ヲ圖ル爲必要ナル事業

第二十二條 前條ノ規定ニ依ル命令ヲ受クルコトヲ得ベキ者ハ帝國法令ニ依リ設立シタル株式會社ニシテ其ノ株式ヲ記名式トシ株主ノ全部ガ政府、公共團體、帝國臣民又ハ帝國法令ニ依リ設立シタル法人ニ屬スルモノニ限ル

前項ノ法人ハ其ノ社員、株主若ハ業務ヲ執行スル役員ノ半數以上又ハ資本ノ半額以上若ハ議決權ノ過半數ガ外國人又ハ外國法人ニ屬セザルモノナルコトヲ要ス

前條ノ規定ニ依ル命令ヲ受ケタル者前二項ノ規定ニ該當セザルニ至

リタルトキハ政府ハ其ノ命令ヲ取消スコトヲ得

第二十三條 第二十一條ノ規定ニ依ル命令ヲ受ケタル會社（受命會社）其ノ命セラレタル事業以外ノ事業ヲ行ハントスルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ政府ノ許可ヲ受クベシ

第二十四條 受命會社ハ株金全額拂込前ト雖モ其ノ資本ヲ増加スルコトヲ得

第二十五條 政府必要アリト認ムルトキハアルミニウム又ハマグネシウムノ製造、輸入又ハ移入ヲ爲ス者ニ對シ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ製造、輸入又ハ移入ニ係ルアルミニウム又ハマグネシウムヲ受命會社ニ賣渡スベキコトヲ命ズルコトヲ得

第二十六條 受命會社ハ命令ノ定ムル所ニ依リ政府ノ認可ヲ受ケタル價格ニ依ルニ非ザレバアルミニウム又ハマグネシウムノ買入、販賣、輸出、輸入、移出又ハ移入ヲ爲スコトヲ得ズ

第二十七條 受命會社ノ取締役及監査役ノ選任及解任、定款ノ變更、

利益金ノ處分、社債ノ募集、合併並ニ解散ノ決議ハ命令ノ定ムル所ニ依リ政府ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ其ノ效力ヲ生ゼズ

第二十八條 受命會社借入金ヲ爲サントスルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ政府ノ許可ヲ受クベシ

第二十九條 受命會社ハ其ノ命セラレタル事業ニ付命令ノ定ムル所ニ依リ業務規程ヲ定メ政府ノ認可ヲ受クベシ之ヲ變更セントスルトキ亦同ジ

政府必要アリト認ムルトキハ業務規程ノ變更ヲ命ズルコトヲ得

第三十條 受命會社ハ其ノ命セラレタル事業ニ付命令ノ定ムル所ニ依リ事業計畫ヲ定メ政府ノ認可ヲ受クベシ之ヲ變更セントスルトキ亦同ジ

政府必要アリト認ムルトキハ事業計畫ノ變更ヲ命ズルコトヲ得

第三十一條 政府ハ受命會社ニ對シ其ノ命セラレタル事業ノ業務及財産ノ狀況ニ關シ報告ヲ爲サシムルコトヲ得

政府ハ受命會社ニ對シ其ノ命セラレタル事業ノ業務又ハ利益金ノ處分、償却其ノ他會計ニ關シ監督上必要ナル命令ヲ發シ又ハ處分ヲ爲スコトヲ得

政府監督上必要アリト認ムルトキハ當該官吏ヲシテ受命會社ノ事務所、營業所、倉庫其ノ他ノ場所ニ臨檢シ其ノ命セラレタル事業ノ業務若ハ財産ノ狀況又ハ帳簿書類其ノ他ノ物件ヲ検査セシムルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ其ノ身分ヲ示ス證票ヲ携帯セシムベシ

第三十二條 政府軍事上其ノ他公益上必要アリト認ムルトキハ受命會社ニ對シ販賣先及販賣數量ノ指定其ノ他其ノ命セラレタル事業ノ業務ニ關シ必要ナル事項ヲ命ズルコトヲ得

第三十三條 政府ハ輕金屬製造會社ヲ除クノ外アルミニウム、アルミナ又ハワグネシウムノ製造、輸入又ハ移入ヲ爲ス者ニ對シ命令ノ定ムル所ニ依リ業務又ハ設備ノ狀況ニ關シ必要ナル事項ヲ届出デシムルコトヲ得

第三十四條 政府第三條ノ許可、第六條ノ許可、第十七條ノ命令、第十八條ノ命令、第十九條ノ補償金額ノ決定又ハ第二十一條ノ命令ヲ爲サントスルトキハ勅令ニ別段ノ規定アル場合ヲ除クノ外輕金屬製造事業委員會ノ議ヲ經ベシ

輕金屬製造事業委員會ニ歸スル規程ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第三十五條 輕金屬製造會社本法若ハ本法ニ基キテ發スル命令又ハ之ニ基キテ爲ス處分ニ違反シ又ハ公益ヲ害スル行爲ヲ爲シタルトキハ政府ハ其ノ業務ヲ停止シ若ハ制限シ、第三條ノ許可ヲ取消シ又ハ取締役若ハ其ノ職務ヲ行フ監査役ノ解任ヲ爲スコトヲ得

受命會社本法若ハ本法ニ基キテ發スル命令又ハ之ニ基キテ爲ス處分ニ違反シ又ハ公益ヲ害スル行爲ヲ爲シタルトキハ政府ハ第二十一條ノ規定ニ依ル命令ヲ取消シ又ハ取締役若ハ其ノ職務ヲ行フ監査役ノ解任ヲ爲スコトヲ得

第三十六條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ五千圓以下ノ罰金ニ處ス

- 一 第三條ノ規定ニ違反シ許可ヲ受ケズシテ輕金屬製造事業ヲ營ミタル者
 - 二 第二十一條ノ規定ニ依ル命令ニ違反シタル者
- 第三十七條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ二千圓以下ノ罰金ニ處ス
- 一 第六條ノ規定ニ違反シ許可ヲ受ケズシテ設備ヲ増設シ又ハ變更シタル者
 - 二 第十四條第一項ノ規定ニ違反シ許可ヲ受ケズシテ事業ノ全部又ハ一部ヲ讓渡シ、廢止又ハ休止シタル者
 - 三 第十五條第一項ノ規定ニ違反シ事業計畫ノ届出ヲ爲サズ又ハ届出デタル事業計畫ヲ實施セザル者
 - 四 第十五條第二項ノ規定ニ依ル變更命令ニ違反シ事業計畫ヲ變更セズシテ之ヲ實施シタル者
 - 五 第十七條、第十八條、第二十五條又ハ第三十二條ノ規定ニ依ル命令ニ違反シタル者

- 六 第二十三條ノ規定ニ違反シ許可ヲ受ケズシテ其ノ命セラレタル
事業以外ノ事業ヲ行ヒタル者
- 七 第二十六條ノ規定ニ違反シ認可ヲ受ケザル價格ヲ以テアルミニ
ウム、アルミニナ又ハマグネシウムノ買入、販賣、輸出、輸入、移
出又ハ移入ヲ爲シタル者
- 八 第二十八條ノ規定ニ違反シ許可ヲ受ケズシテ借入金ヲ爲シタル
者
- 九 第二十九條第一項ノ規定ニ依リ認可ヲ受ケタル業務規程ニ依ラ
ズシテ業務ヲ行ヒタル者
- 十 第二十九條第二項ノ規定ニ依ル變更命令ニ違反シ業務規程ヲ變
更セズシテ之ヲ實施シタル者
- 十一 第三十條第一項ノ規定ニ依リ認可ヲ受ケタル事業計畫ニ依ラ
ズシテ事業ヲ行ヒタル者
- 十二 第三十條第二項ノ規定ニ依ル變更命令ニ違反シ事業計畫ヲ變

更セズシテ之ヲ實施シタル者

第三十八條 第十六條第二項又ハ第三十一條第二項ノ規定ニ依ル命令又ハ處分ニ違反シタル者ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

第三十九條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

一 第十六條第一項又ハ第三十一條第一項ノ規定ニ依ル報告ヲ爲サズ又ハ虚偽ノ報告ヲ爲シタル者

二 第十六條第三項又ハ第三十一條第三項ノ規定ニ依ル當該官吏ノ臨檢検査ヲ拒ミ、妨ゲ若ハ忌避シ又ハ其ノ質問ニ對シ答辯ヲ爲サズ若ハ虚偽ノ陳述ヲ爲シタル者

第四十條 營業者ハ其ノ代理人、戸主、家族、雇人其ノ他ノ從業者ガ其ノ業務ニ關シ第三十六條乃至第三十八條又ハ第三十九條第一號ノ違反行爲ヲ爲シタルトキハ自己ノ指揮ニ出デザルノ故ヲ以テ其ノ處罰ヲ免ルルコトヲ得ズ

第四十一條 第三十六條乃至第三十八條又ハ第三十九條第一號ノ罰則ハ

其ノ者ガ法人ナルトキハ理事、取締役其ノ他ノ法人ノ業務ヲ執行スル役員ニ、未成年者又ハ禁治産者ナルトキハ其ノ法定代理人ニ之ヲ適用ス但シ營業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

第四十二條 第三十三條ノ規定ニ依ル届出ヲ怠リ又ハ不正ノ届出ヲ爲シタル者ハ百圓以下ノ過料ニ處ス

非訟事件手續法第二百六條乃至二百八條ノ規定ハ前項ノ過料ニ之ヲ準用ス

附 則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

本法施行ノ際現ニ第三條ノ規定ニ依リ許可ヲ受クベキ輕金屬製造事業ヲ營ム者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ本法施行ノ日ヨリ之ヲ同條ノ許可ヲ受ケタル者ト看做ス

前項ノ者ニシテ本法施行ノ際現ニ第六條ノ規定ニ依リ許可ヲ受クベキ

設備ノ増設又ハ變更ノ工事中ニ在ルモノハ命令ノ定ムル所ニ依リ本法
 施行ノ日ヨリ之ヲ同條ノ許可ヲ受ケタルモノト看做ス
 第三條ノ規定ニ依リ許可ヲ受クベキ輕金屬製造事業ヲ營ム爲本法施行
 ノ際現ニ其ノ設備ノ建設工事中ニ在ル者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ本法
 施行ノ日ヨリ之ヲ同條ノ許可ヲ受ケタル者ト看做ス
 前二項ノ規定ニ該當スル者ノ當該設備ニ關シテハ第七條及第八條ノ規
 定ハ之ヲ適用セズ

輕金屬製造事業法其運用書

アルミニウム、マグネシウム等輕金屬製造事業ノ生産力ヲ擴充シ之ヲ確立シ以テ國防ノ整備ト産業ノ發達ヲ期スル爲ニハ之ニ對シ保護助成ヲ與フルト共ニ適切ナル指導監督ヲ行フノ要アリ

是レ本法ヲ提出スル所以ナリ